

第三十四回国会 参議院法務委員会會議録第七号

昭和三十五年三月十七日(木曜日)午前
十時四十八分開会

委員の異動

本日委員山口重彦君辞任につき、その補欠として田中一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大川 光三君
理事 井川 伊平君
後藤 義隆君
委員 泉山 三六君
太田 正孝君
大野木秀次郎君
田中 一君
千葉 信君
辻 武壽君
市川 房枝君
政府委員 平賀 健太君
法務省民事局長
事務局側 常任委員 西村 高見君
会専門員 井川 伊平君
説明員 法務省民事局長 香川 保一君
第三課長心得 大蔵省主計 廣瀬 駿二君
局主計官

本日の会議に付した案件
○不動産登記法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三部 法務委員会會議録第七号

○委員長(大川光三君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

不動産登記法の一部を改正する等の法律案を議題に供します。前回に引き続いて質疑を行ないます。御質疑のある方は御発言を願います。なお、当局からは平賀民事局長が出席されております。

○井川伊平君 現行の不動産登記法第三十五条「登記申請スルニハ左ノ書面ヲ提出スルコトヲ要ス」となっております。この登記のうちには、本登記のほか仮登記も含まれておりますか、お伺いします。

○政府委員(平賀健太君) 仮登記も含まれております。

○井川伊平君 おる。そういたしますと、この三十五条を調べてみますると、第三号に「登記義務者ノ権利ニ関スル登記済証」俗に言う権利書、これがなければならぬことになるわけでありますが、そのことは間違いないか。

○政府委員(平賀健太君) 一般的にはさようでございます。

○井川伊平君 そうしますと、この権利書がない場合の措置としては、本登記の場合の保証書と同じような保証書あるいは同意書、こういうものが権利書にかわって使われるであろうと想像いたしますが、その点はいかがですか。

○政府委員(平賀健太君) 保証書を添付いたしましたして仮登記を申請することがあり得るわけでございます。

○井川伊平君 そういたしますと、私のこの間の質問に対しますお答えが納得がしにくい点ができてくるわけがあります。重ねてただいま質問いたします。お答えを得ました点に關しまして、この前の質問にもう一度お答えを願いたいと存じます。この前質問いたしました要旨は、本登記をするのに権利書がない。それで保証書によってやる。保証書の真偽を確かめるために郵便による三週間を限度とするところのいゆる事前通知を發して本人の意思を確かめるといふ四十四条の二のこの改正の規定のことについてお伺いしたのであります。その際、私は三週間もの長い間通知の期間、通知の返事を入れる期間を設けるといふことにすると、その間に、非常に長いものであるから、それ以外の別口の登記の事件等も起きて、郵便による通知をしておきますその登記の方が害される、登記権利者の権利が害されるということがあるのではないかと質問をいたしましたのに対して、お答えはそういうことではないと、それは仮登記をしておけばいいから、そういうことは心配ないというお答えでございましたが、仮登記の場合にも権利書が要り、権利書がなければ保証書が要るのだということになりますと、このお答えは、少し何と申しますか、私もには理解のしにくい言葉になってくるわけでありまして、仮登記ができるような権利書があるくらいならば、本登記の方にもそれを使えばいいわけで、だから、仮登記

をする場合に権利書はあるけれども、そのほかの、たとえば委任状であるとか印鑑証明であるとかいうような点が整わないからといって仮登記をするというものであるとすれば、これはもう権利書を使って仮登記ができるからいいとも言えましょうけれども、そうでなく、権利書自体がないのだと、そういう不備によって本登記が直ちにできないのだ、こういう場合になりますという、仮登記をすぐする手がないという、仮登記をすぐすることによって被害をこうむるおそれはないのだというお答えは、ちょっと聞かれないようなお答えになると思ひますがいかがですか。

○政府委員(平賀健太君) 先ほど私の説明もちょっと足りなかったのでございしますが、仮登記申請の場合、一般の場合、仮登記もこれは共同登記、権利者と義務者の共同申請で仮登記ができるわけでございますが、その場合には、一般の場合にはやはり登記済証が要ることになるわけでございます。ただ、不動産登記法の第二条、現行法も改正法も変わりはございせんが、この第二条の第一号に「登記ノ申請ニ必要ナル手續上ノ条件カ具備セサルコト」という規定がございしますが、本来ならば当然もう本登記をし得る場合であるのだが、登記済証がないという場合には、これは第二条の第一号にまさしく当たるわけございまして、登記済証がそろっていないということで仮登記

の申請ができるという場合があるわけでございます。そういうわけで、本登記の要件がほかの点は全部そろっておるのだけれども、登記済証が滅失しておるというそういう場合には、それを理由に仮登記の申請ができるわけでございます。

○井川伊平君 第二条によりまして、これは仮登記をすることができるところを書いてある。だから仮登記をどういうような方法でするかという規定ではない。仮登記をなし得る場合の規定が第二条である。仮登記をどういうふうにしてするかというのは、第二条の規定ではなく、先ほどあなたの説明によりまして三十五条の規定だとおっしゃった。してみますれば、三十五条にはいゆる権利書がなくちゃならない。権利書がない場合には権利書にかわるべき保証書がなければならぬ。権利書も保証書もなく仮登記ができるという趣旨にはとれない。ことに昭和二十九年の八月二十九日の甲第一八〇三号の法務省民事局長の通達によりまして、登記済証が滅失し短時日に保証書を作成することができないことを理由とする仮登記は受理してはならないとある。言いかえれば、権利書あるいは保証書がなければ受理してはならないという趣旨にこういふような通達があるわけございまして、私はこれは当然のことではないかと思う。あなたの御説明は、どういふ場合にできるかという、仮登記がどういふ場合にできるかという二条の規定を、でき

昭和三十五年三月十七日(参議院)

る場合にどうしてするかという三十五
条の規定とごつちやにしたお答えのよ
うに聞かせるが、いかがですか。

○政府委員(平賀健太君) 第二条は、
「仮登記ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ為ス」
で、仰せの通りなし得る場合でござい
ますが、第一号は「手続ノ条件カ具備
セザルトキ」ということで、その手続
の一つとして三十五条の規定があるわ
けで、三十五条に定めておる手続上の
条件が備わらないということで、仮登
記に関する規定でありますところの二
条一号の規定があると解釈すべきもの
だと思っております。それからなお、
ただいま仰せの昭和二十九年の回答で
ございしますが、これは現行法のもとに
おきましては、保証書の場合にこうい
う事前通知というような規定がござい
ません。事後通知でございまして、権
利書がないというところは登記が必然的
におくれるというところの原因になって
おりませんので、現行法のもとにおけ
る解釈としては、その回答の通りであ
るべきであると思うのでございします
が、法律が改正になりまして事前通知
というようなことで、場合によりまし
ては三週間も登記がおくれるという事
態になりまして、当然これは現行法と
は違ひまして、登記済証が滅失してお
る場合は第二条の第一号に該当すると
して、それを理由に仮登記ができるこ
うなことに解釈すべきものと理解して
おる次第でございします。

○委員長(大川光三君) この際、委員
の異動について御報告いたします。
本日付、山口重彦君辞任、田中一君
選任、以上であります。

○井川伊平君 あなたの御説明によれ
ば、仮処分をなすことのできる場合の
規定である第二条も、仮処分をなす手
続についての三十五条にも改正はな
い、現行法の通りでございします。従っ
て、この現行法の解釈というものが、
改正をされないこの条文が、他の条文
が改正されたという理由で解釈が二、
三になる理由はないように私は考え
ます。そういうような考え方からいたし
ますと、この、先ほども申しました回
答ですが、昭和二十九八年八月二十九日
付民事第一八〇三号、民事局の通達
でございしますが、これなどが当然に
変わってくるのだという解釈はとれな
い。あるいは特別にこれを変えるな
ら、変えるという特別の措置をとらね
ばならない。そういうことならば、そ
ういうことはむしろこの改正の法規の
うちに入るべきではないか、こう考え
るのですが、いかがですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せでござ
いしますが、私もよく解しないので
ございまして、なるほど第二条、第三
十五条は、今度の案では変わっており
ませんけれども、この昭和二十九年の
回答で示しておりますような解釈は、
現行法のもとでは、登記済証がかりに
滅失しておりますも、保証書を添付
することによりまして登記が遅滞なく
できるわけで、当然にそのために三週
間という猶予期間を置かなくちゃなら
ぬということになっていないわけでご
ざいます。従ひまして現行法のもとで
は、登記済証が滅失しておるといふこ
とは、この二条の一号に該当すると解
すべきではないと思うのでございします
が、新たに第四十四条の二というよう
な規定が加わりまして、直ちに登記が

できないということになりますと、登
記制度の登記法の趣旨からいまして、
当然解釈を変更すべきものであると考
える次第でございします。そういう前提
のもとにこの四十四条の二も立案した
次第でございします。

○井川伊平君 私が今まで質問したう
ちに、仮登記という言葉を表示しよう
として、仮処分という言葉を使つたと
ころがあるかもしれません、もし仮
処分という言葉を使つたら、本質は仮
処分という言葉は使つていないからな
い、これは仮登記という言葉に御理
解願ひたいと思ひます。

ただいまのあなたの御説明、私はま
すますふに落ちない。法の解釈はあな
た方だけが解釈すべき特権を持ってい
ない。第二条の解釈にいたしましては
第三条の解釈にいたしまして、これ
は国民なり裁判所なりが解釈すべきも
のであつて、法務省の解釈によつて法
の内容が変わつてくるということは許
さるべきでない。法の解釈というもの
は、法文に書いてある文字自体によつ
て理解のすることではなくてはならな
い。その理解が昭和二十九年以来通達
によつて統一されて今日に及んでおり
ますのかかわりませう、ほかの条文
が改正されたからこの解釈はこうい
ふに取らねえのだというやうなや
り方は、これは勝手にあなたが正式の
法の改正の手続をしないで内容を変更
しようとするものであり、不可能では
ないかと私は考えますが、いかがで
ございしますか。

○政府委員(平賀健太君) 私どもはそ
うは考えないのでございまして、法律
の条文というものは、やはり不動産登
記法でありますれば不動産登記法全
体、さらに他の関係法律との関連にお
いて解釈すべきものでありまして、そ
の条文がたまたま問題になっておるた
とえば三十五条、第二条第一号の規定
が、字句が変わつてないからとい
つて、それだけを見て解釈が変わつたか
変わらぬかということを決すべきもの
ではないかと考えております。

それからなお、行政官庁は法律の解
釈の権能がないというお説でございま
すが、私もその点はそうは思つて
おりませんので、行政官庁もやはり法
律の解釈をいたすわけでありまして、
法律の解釈をいたさなければ、登記事
務のみならずすべての事務が処理でき
ないことになるわけにございまして、
行政機関も行政官庁もまた法律解釈の
権能があると私も考えております。

○井川伊平君 行政官庁が法の解釈の権
限がないという趣旨ではないのです。
権限はありましようけれども、その解
釈をもつて全国民にこういふように解
釈、この法の趣旨はこういふように従
えという命令権はないという趣旨で
言つておるわけで、最後のにはあなた
の解釈でもつてきまるのではないとい
うことであります。してみれば、あな
た方の御解釈になりますことは御自由
であるといひましたし、それをもつ
て日本全国の登記に関する役人が全部
そうすべきだといつて、そういうよう
に法律の内容を取りかえた趣旨におい
て押しつけるということは、現実に
いて法律の改正するものになるのでは
ないか。だからいけなないのではない
という趣旨であります。内容は違わぬ
とおっしゃつたけれども、内容が違
うはありませんか。今までは権利書

がなくてはならない。あるいは権利書
もないし、それから保証書も簡単にはで
きない、だからつけられない。そうい
うような場合には、受理してはならな
いのだというこの法律の意味だと法律
を解釈しておつたのが、今度はそんな
ことがなくても受け付けてもいいのだ
ということになれば、法律の内容の改
正になるんじゃないやうませんか。いか
がですか。

○政府委員(平賀健太君) 第四十四
条の二が新たに加はりまして、それ
から不動産登記法の趣旨からいしまし
て、第二条第一号の規定も当然解釈が
変わるべきものと私も考えており
ます。

○井川伊平君 そういたしますと、あ
なたの御解釈を、この際私ははっきり
しておきたいと思ひます。あなたが
大体改正の法案がかりにこの通りき
まつたといひますれば、本登記を保
証書によつてなそうとする場合におい
て、三週間の郵便による通告の期間
中、その期間中は、仮登記をする場合
に、その仮登記は権利書がなくとも保
証書がなくともできるのだという、こ
ういふ解釈ですか。

○政府委員(平賀健太君) さやうで
ございします。

○井川伊平君 権利書がなくともい
い、保証書がなくともいいのですか。

○政府委員(平賀健太君) 保証書は、
これはなくともいいと思ひます。

○井川伊平君 権利書がなくとも、権
利書がないときには、かわりに保証書
があればいいと、こういうことなんで
すね。

○政府委員(平賀健太君) その場合に
は四十四条の二の第二項による申し出

がないので、手続上の条件が具備してないということ、仮登記ができると考える次第でございます。

○委員長(大川光三君) ちょっと委員長から牽連してお伺いしますが、そうすると、前回、もし保証書が間に合わないという場合は、仮登記をしておけばいいじゃないかという御答弁は、今の御答弁とこれは変わって参りますか。

○政府委員(平賀健太君) 私今まであるいは言い違ったかもしれませんが、登記済証がない場合、その場合には登記済証がないというのを理由に、権利書をつけて、四十四条の第二項の申し出がなくとも仮登記の申請ができるという趣旨でございまして、保証書までも要らないという趣旨ではございせん。保証書はやはりつけるべきものだろうと思ひます。

○井川伊平君 お伺いいたしますが、あなたの今の御説明によると、四十四条の二は本登記の場合に限るんだと、その権利証がない場合に、保証書の問題は、これは三週間の期間を置いて通知しなくちゃならぬと、それら仮登記の場合においては、四十四条に含まれないんだと、だから保証書の場合でも三週間の通告の期間が必要がないんだと、こういう御趣旨ですか。

○政府委員(平賀健太君) 仮登記の場合には通知の必要がございせん。

○井川伊平君 何がゆえに仮登記の場合にはその通知の必要がなく、本登記の場合にはその通知の必要があるとおっしゃるのですか。

○政府委員(平賀健太君) 仮登記の場合には効力からくるわけでございまして、順位を保全するだけの効力がない

という仮登記の効力から、そういうことになると思ひます。

○井川伊平君 仮登記でも、本人の意思に反してそういう仮登記がせられて、そしてその仮登記をした仮登記簿上の仮登記の権利者がその抹消に同意しないということになりまして、真の不動産上の権利者というものは非常な損害をこうむると私は思ひますが、あなたはそのお考えになりますか、なりませんか。

○政府委員(平賀健太君) どういう場合でございましょうか。普通は二つ方法があるわけでございまして、登記権利者と登記義務者が共同して申請する場合、登記義務者が協力しない場合には、裁判所の仮登記仮処分命令を受けて仮登記を申請することに相なるわけでありまして、本人の意思、登記義務者の意思に反して仮登記をする場合と申しますと、仮登記仮処分命令によつてする場合であらうと思ひますが、そういう場合に、もし仮登記権利者が実は権利者ではないということが後日判明しましたら、これは仮登記義務者の方から仮登記の抹消を求めることに相なるわけでありまして、場合によりましては、訴訟を起さなければならぬというところもあり得ると思ひます。それは現行制度でもその点は変わりはないわけでございます。

○井川伊平君 保証によりまして、あるいは同意によりまして本登記がされた場合でも仮登記がされた場合でも、本人の意思にそぐわないときにおいては、本人の方からその抹消を求め得るのだということにつきましては、これは両方とも同じであつて、区別はございまして、本登記の場合には抹消を

求められないのだ、仮登記の場合には抹消を求められるから損害がないのだ、こういうようなことが言えますか。両方とも同じじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 仮登記の場合であらうが、本人の意思に基づかないようなそういう保証書が出されて、そして同意があるとして、承諾があるとして登記をされた、あるいは承諾もなかったのだ、あるいは求めたけれども、もうその登記をした当時はそういう意思はなくなつてしまつてゐるのだ、こういうような場合には、当然に本登記であらうが、仮登記であらうが、抹消を求められることが原則でございまして。だから、本登記の方については求められない、だから求められないから、非常に大事をとつて事前の通知をしなくちゃならぬ、一方の方は求められるのだ、だから事前の通知はしなくとも簡単にやれるのだからといったような、そういう簡単な区別がないじゃないですか、同じじゃないですか。ふに落ちなければ説明していいですよ。

○委員長(大川光三君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大川光三君) 速記を始め

○井川伊平君 最後にお伺いを申し上げますが、仮登記をする場合には、いわゆる権利書あるいは権利書にかかわるべき保証書、こういうものがなければ仮登記ができないのかい、なにかという点についてお答えを願ひます。

○政府委員(平賀健太君) 仮登記を申請いたします場合には、ただいま仰せの点でございまして、権利書は要らない、従つて保証書も添付の必要がないということになります。先ほどその場合でも保証書だけは要するのだという趣旨のお答えをいたしましたけれども、あれは間違つておりましたので、訂正いたします。

なお現行法の解釈では、権利書がないというところは、仮登記の要件にはならない、仮登記を要すべき場合には当然にないという現在の解釈でございまして、これは新法が施行になりましたならば、当然この取り扱いは変更すべきものと考へておる次第でござい

います。

○田中一君 私あまり不動産登記法に詳しくないから伺うのですが、一方、一人の者が自分の所有の土地または家を登記する場合に、相隣関係はどういう場合に立証されるのですか、というのは、これはおれの土地である、今度一元化されますと、土地家屋調査士が土地の調査をする、それを持つてくる、その信憑性といひますか、それは、土地家屋調査士の身分、権利ですね、そういうものを信頼して、それをそのまま登記するのだということ、これが通例行なわれているように見えて、その場合にも、法律の条文を見ると、その場合にも、必ず受けつける吏員、職員といひますか、それが実態を調査して、間違いないというので登記されるということになるのが正しいと思ひけれども、実態はどうなつてゐるのですか。

○政府委員(平賀健太君) 現在の台帳の取り扱いにおきましては、建前は、今、田中委員の仰せられるように、登記所が職権で調査して、台帳の申告が正しいことを認めた場合に登録すると

いう建前になっております。しかしながら実際問題といたしましては、現在の登記所の予算上の制約もありまして、とでございまして、実地調査を今法律の趣旨通りに履行いたしておりますのは、建物の新築の申告がございまして、建物の新築の申告がございまして、それから増築申告がございまして、場合、それは消滅申告がございまして、場合、これは消防署なんかの確実な証明がある場合には調査を省略いたしておりますけれども、そういうふうな場合、確実な証明がない場合であります、と、建物の滅失の場合でも調査をいたしております。ただ土地の方では、たとえば分筆の申告がございまして、場合に、その申告の面積がはたして実際に合つてゐるかどうかということまでの調査は、現在はいたしておりません。そういうのが現在の実情でござい

ます。

○田中一君 御承知のように、国土調査法による土地調査は、現在実施されて、これも法律の改正で、調査の報告というものが、市町村が調査の主体になつておりますから、それはそのまま登録されるということになつてゐるにかかわらず、それがまだ総理大臣の承認することなくそのままになつてゐるよう聞いてゐるのですが、それはそれでよろしいですか。

○政府委員(平賀健太君) 国土調査法による地籍調査が、事実上完了してゐるのだけれども、まだ総理大臣の承認がないというので確定してないという例はあるようであります。承認がかなりおくれるような実情にあるように、私どもは聞いております。

○田中一君 国土調査法の問題は、こ

それを伺っておきますが、一体、日本の移動しない——個人または国、公共団体等が持っているところの土地というものは、明治初年の登記がそのまゝ現状であるという認定のもとに登記されているのが実情だと思ふのです。詳しくいうか、わかりやすくいえば、明治初年以後の土地の台帳というものが、正確に当時の実態の調査をして登記されてないという事実ですね。この点については、土地台帳という制度が生まれて以来、その登記されている書類上の地籍と実地とが、正確で相違はないというように考えられておりますか。

○政府委員(平賀健太君) 現在の土地台帳の基礎になっておられるのは、明治年間の地租条例と最初には申しましたが、あれに基づくものでございまして、当時はまだ測量の技術も発達しておりませんし、それから実際やりまして測量も必ずしも正確ではございまして、測したために、当時の実測、それからそれに基づいてございまして、図面、地図というものは、必ずしも正確ではないのでございまして、それを、税務署を経まして現在登記所が引き継いでおるわけでございまして関係上、必ずしも正確でないというのが実情でございまして。ただ、その後におきまして、たとえば耕地整理、現在では土地改良、それから土地区画整理、それから先ほど仰せの国土調査法による地籍調査が行なわれまして地域におきましては、精密な実測がなされておきまして、それに基づきまして台帳の方も訂正してございまして、そういう地域におきましては、台帳の記載は現況に合つておるといふこととございまして。

ただ、それは部分的でございまして、国全体にわたつておるわけではございません。

○田中一君 区画整理あるいは耕地整理、改良地区等は全部登記されておりますか。更改した実測が登記されておりますか。

○政府委員(平賀健太君) 事業が完了いたしました、登記をいたしております。

○田中一君 国土調査法に基づく正規の変更は、今総理大臣の承認がないから登記されておられないのでしょうか。今あなたはそれもおると言つておりましたけれども、されておるのですか、おられないのですか。先ほどはおらないと言つていた。今度はおると言つておられるけれども……

○政府委員(平賀健太君) 手続の完了しておる所は登記をいたしておりますが、今申しましたように、まだ総理大臣の承認が終つてない、手続の終つてない所は、これはまだ登記はいたしておりません。登記と申しますか、台帳の方の訂正は、まだいたされておきません。

○田中一君 調査は終わつておる。ただ書類上の総理大臣の承認がないから登記されてないのだというように解釈していいのでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) その通りでございまして。総理大臣の承認がありまして初めてその地籍調査の結果並びに地図が、登記所に送付されてくるわけとございまして、それに基づいて台帳の訂正をいたすわけでございまして。

○田中一君 国の所有するもの、あるいは公共団体の所有する土地は、現段階で、国土調査法によって調査されて

いるもの以外に、自分自身というか、その人格、国の人格、あるいは地方公共団体の人格という、その自分自身の人格が持っているところの土地というものに対する実測というものは、今日まで行なわれておりましたか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せの国有地につきましては、これは土地台帳法の適用がございまして、これは土地台帳には載つていない建前でございます、台帳には載つていない建前でございます、現行法におきましては、それから公共団体の所有地につきましては、これは台帳法の適用を受けて、これはあつておるわけでございまして。台帳法上はそうなつております。

○田中一君 私の言つておるのは、国の場合にしても、不動産登記法を所管してるところの民事局は、国の所有するところの土地というものの実態と、そのものを知りたいという意欲は持ちません。ただ単なる権利を守る登記法というものであつて、依頼されたからやるのだという程度のものしか考えないで、国のものもすべて——国民に登記したものがあつたらば、国民に登記したという手続を踏まなければならぬ、実態というものを持たなければならぬ、実態というものを考え方をもちにならなければならぬ。

○政府委員(平賀健太君) その点は、この改正法では改めまして、国有地なんかも今度は登記をするという建前に改めておるわけでございまして。

○田中一君 そこで、今日個人が所有するもの、国が所有するもの、あるいは公共団体の所有する土地というものは、少なくとも実態とおよそかけ離れておるものであるということが、これはもう私自身固く信じているので

す。むろんそれも、ことに戦後行なわれたところの土地改良とか、その他の問題につきましての登記は、一応実態に即したものであるであらうと考えますけれども、自分の持つておる財産を売るつもりもなければ貸すつもりもないというものは、おそらく明治初年の土地台帳に登記しているものそのまゝが実在しているということではなくして、少なくとも実態はふえておるの、現実ではないかということなんです。いわゆる通俗な言葉で言うところの、地籍もなわ延びがあるということなんです。私ちようど数年前ですが、国土総合開発審議会の委員として、国土調査法による調査の結果——まあ特定なる所を一つ地点をきめて——その報告を受けたました。山林などは八〇%も登記よりも延びているというものもございまして。田畑はおおむね二、三〇%の延びを示しておる。宅地においては、もはやこれは論外です。実際は宅地でありながら山林であつたり原野であつたり、はなはだしい所は湖になつておる、池になつておるというものもあるわけなんです。従つて、実態と登記されておるものとが、おそらく大部分のものが違ふのだというようにわれわれは考へておるのです。で、これは国土総合調査法という法律を、徴税の面からも考へられましようし……というものは、妥当な徴税という面から、国民が公平な負担をしなければならぬという建前からみても、あるいは、あるいは農地と米の供出とかという問題もあるでしようし、いろいろ問題があると思ひます。しかしながら、おおむね権利が動かない土地というものは、実態とおよそかけ離れたところの登記がなさ

れておるということ、現状は、私はそうであらうと考えております。そこで最初に局長が言つておられるように、一つの権限、土地家屋調査士というものの与えられる権限——むろん、これは義務もございまして——それを信用して家屋に対しては大体抹消あるいは増築、新築等の実態調査はするけれども、これは徴税の面でするのだと思ふのです。おそらく土地に対しては、その実際のものが、一方向的に、登記しようとするもの、移動された場合に登記しようとするもの、それだけを信用して登記をするということとは、これははなはだ危険ではないかという考え方を知つております。たとえば隣地がこうあると、これは実際百坪といふながら百三十坪ある、三十坪の面を隣地からかまわずこれはおれのものだといふ登記をする場合は、重なる登記をする、二重登記をする、地籍を登記をする場合はこれを調べよう、実際正しいものを求めようといふことは、この登記法には方法はございましてけれども、これは実際としてはないといふことなんです。なるほど、こつちはなわ延びして、二百坪といふけれども二百五十坪あるのだ、二百坪といふものは一々立ち会つてものをやつておきませんから、古い時代の動かない土地といふものは二重にも三重にも——三重はないでしようけれども、二重の登記といふことはあり得るのです。従つて実際今使用して、自分の権利であるといわれておるところの土地を調べてみると、二百五十坪あつた。五十坪分は隣の人がいふの間におれのものだといふ登記をしておる事例がたくさんある

のです。しかしこれはなわ延びの二百五十坪。五十坪余分に実体を持てているという人は、自分はこれを動かす必要はない。自分の父祖伝来の土地で、売らないうちで眠っているわけですね。新しく生じた間違ひを免れようという気持もない。まあこの法律じゃ、結局その場合には真の所有者がそれに対して何といひますか、裁判でもって、その決定を見なければ自分のものに返らぬという実態が多々あるわけですね。今度の、ちょうど十年前に作られた土地家屋調査士という主役者が、これを自分で言っております。この連中が言っております、ありますと。しかし私は田中一という所有者から、自分の土地の実測を頼まれ、登記するのだ、だから何も隣の人からどうこうと言わなくても、これは確かにあなたのもののございますというような証明をもらわぬでも、登記所は受けつけてくれるから、そのままやればいいのだ、それから土地家屋調査士は、これはおれの土地だと言われて、指図されて実測したものは、これは間違いないのだから、土地家屋調査士にかりに間違ひがあった場合でも、悪意ではないわけでございますね。おれのものだから、現におれが使っているのだと言ふから、現におれが登記をしていかにすぎないといふのです。これは罰則を与えられないのが現行法です。そうした間違ひを正すのが登記所の役目なんです。国民の利益を守る、国民の所有権といふものをしっかりと法の裏づけをもってそれを確定せよとすると、ここに、登記法本来の役目がある。かつ法務省が戦後これを所管したということも、法

務省ならせめてそういう間違ひでも正すであらうというアメリカなんかの期待があったと思うのです。現在法文ではそれはそのようになっておりますと、しかし、実態に合っていないといふことを、今、平賀さんから承って、まことに寒けがするものです。国民としておそろしいものだと思ふのです。いつの間にか自分の権利がなくなっている、そうして他人に移っている、困るなら裁判しなさいといふことでは、ひまがあつて金があつて力があるやつが裁判に勝つ。土地の紛争というやつは五年や十年で片づくものではございません。現在あるところの登記台帳といふものが、登記簿といふものが、実態と異なっているという事実をわれわれは認めなければならぬのです。今度のこの改正案全部を見ると、少なくともわれわれの、国民の持つところの利益を守るかのごとき印象を率直に受けるわけなんです。また守ろうとする意欲があることは認めます。しかしながら、実態といふものと現在登記されておるのが違うという場合には、これをまず正すのがこれは法務省の役目なんです。それがいまだにその面について、なるほど申請がある、あるいは紛争が起つて初めて立ち会ふといふことがあり得るでしょう。しかし、それは単なる立証者にすぎないものであつて、あなた方は公簿と土地とを見て、何年何月にこれを申請しましたと、それには土地家屋調査士という職権を持つておる者がやつたものでございまして、その通りでございまして言ふにすぎないのとして、この信憑性の正しさを求めるということではできない、十年たち、二十年たった後には、

これでは、ほんとうに国民の権利を守る法律ではないと言ふのです。というのは、条文の上では守られても、実行しておらぬのではないかということになるのです。ことに戦後保守内閣の政策といふものは、土地に対する異常な注目を与えるような政策をとりつたところであることは、地価の値上がりから起つておるという現状から見ても、今後ともそういうトラブルが多くなるのではないかという心配をしておる。当然今回の法律案も、御承知の通りわれわれ社会党としては、まあ、ざる法ではあるけれども、売春禁止法と同じように、ないよりあつた方がいいといふことで態度をきめておりますけれども、何といつてもあなた方が当然この法律によつてしなければならぬといふ義務を怠つておるという事実を見のがすことはできません。だれが一体各人所有しておる土地に対する信憑性の正しさを求めるかといふと、公簿以外にない。裁判所に行つても公簿によつてきまるわけなんです。あなた方はその手続上の間違ひをさなければ、それが公簿に載つておるものは正しいので、たとえ隣地の所有者に対して、あなたの境界はここでございます、これでよろしうございませうねといふ承認を受けたわけでもない、一面また隣接するところの土地の所有者に、一々、登記をいたしますからあなたの方で境界線を証明して下さい、こう頼んでも、隣とけんかをしておると、なかなか証明してくれない、そうするとそれも登記ができない。あいつはにくらしいやつだから、うちの庭のまっ正面におしめを干すからといって、その境界

に対する証明をやつてくれないときには登記できないということになつても困る、一体どうすればいいかということ。現に、きょうの新聞で見たか、投書欄でこんなのが出ておりました。御承知のように、自分の家を新築するのには、自分の家の空地の建築基準法に基づく建築率を、他人の庭を自分の所有の土地であるかのごとき申請をして、一ぱい一ぱい、たとえば四割なり五割という制限を受けるべく空地と建物との建築率は建築法できまつておりますが、これは借りていて、借りられるのだという前提で認めているという事実があるのです。建築基準法によりますと、これは何ら実体といふものをつかむことができない。なぜなら、隣の人が自分にこれを貸してくれていることになつておるからと、あるいはこのあき地は空地として承諾しておりますからといふことで、一方的な申告でもつてそれを認めているのが現状なんです。建築基準法においても、今度の場合には、現在、個人が持つておるところの地積といふものは、登記されておるものよりもおおむね内法が多いという現実を考えますならば、いかに、どういふ手続上の簡素化をはかり、国民の手続上の費用の軽減をはかったところが、実体そのものの権利といふものが擁護されない限り、これは話にならない。さる法といわざるを得ないのでございまして、私も、今日では帳簿に載つたものを信ずる以外にない。実体と公簿面とが違ふという事実を、少なくとも正しさを求めようとするところの法務省の態度としては、このような形ではいけないといふことを言っている。どうすればいい

か。法務省が戦後、なぜこの法律を所管することになつたかという経緯をいへん反省して振り返つてごらんない。○委員長(大川光三君) この際、御報告いたします。本件に関連する予算関係については、法務省より批田局付検事並びに大蔵省より広瀬主計官が説明のため出席されましたから、御了承願ひます。○政府委員(平賀健太君) 登記所が台帳事務を所管するようになりましたのは、従来、台帳事務は税務署で所管をいたしておつたのでございまして、土地、建物に対する税が地方公共団体に移譲されたのに伴ひまして、税務署で保管をし、管理をしておりまして、この台帳事務を、どこに移すかといふことが問題になつたのでございまして。その際に、土地、建物といふのは単に租税の対象であるという見地から把握すべきものでなくて、根本的には権利の客体として把握されるべきものでないかといふことをもちまして、不動産に対する権利関係の登記を所管しておりますところの登記所に移管をするのが筋であるといふことでもつて、昭和二十五年に登記所に移管になつたのでございまして。そういう次第でございまして、この台帳事務におきましては、土地、建物の現況といふものが正確に把握されなくてはならないといふことは、税務署所管時代からこれは当然のことでございます。その点は、税務署時代と、この事務を登記所が引き継ぎましてからも変わっていないのでございまして。ただ、田中委員も御承知の通りに、土地、建物の現況といふものを正確に台帳上に反映さ

せるということになりますと、実地調査が必要になるわけでございます。特に土地につきましては、御承知のように国土調査というものがあって、これに基づきまして地籍調査があらわらで進められていくわけでございます。ただこれは、何分膨大な予算を要することでございます。一朝一夕には現在の国全体の財政事情からできないという実情にあるわけでございます。登記所にこれが移管になりましたと、法律の趣旨に従いまして、できる限り土地、建物の現況を正確に台帳の上に反映させたいということで努力をいたしておるわけでございます。この点は、今回の改正におきましても同様でございますが、ただいま申し上げましたように、何分にもこれは膨大な予算を要することでございます。法務省といたしましては、とにかく、できるだけ昭和三十九年度までに現在の台帳と登記簿が二本立てになっておりますのを一本化したしまして、まずその仕事を完了することが先決でございます。それから、逐次土地、建物の現況の正確な把握、それから正確な地図の作成、建物の所在地の作成ということに進んでいきたいと考えておる次第でございます。

○田中一君 国土調査法では十カ年計画でもって何十万坪だったか、やられることになっておりましたね。

○説明員(香川保一君) 大体三百万……。まだ本ざまりになっていないのです。

○田中一君 そこで、国はこのものはおやんなさい。一体大蔵省なんというものは——私は自分で自分を軽べつする

のじゃないけれども、政治家なんというものは、自分の選挙区の利害だけで動くことがおおむね多いのですよ。実際の国の富あるいは国民の生活等と真剣に取組むということは少ない。これに乗って国の財政を動かしているのが私は大蔵省じゃないかと思うのです。それはどう大事なもの、国がやる場合に今のような予算のつけ方では、日本の国全体やるには千年、二千年かかる。その間には移動する、分筆される、さいの川原です。こんなことをするのはやめたほうがいいということも言いたくなるくらいなんです。せめてそうした実調、その他の負担というものを個人がするところの資産、いわゆる法律で認められておるところの私有財産というものに対する問題だけは、その信託性というものを、法務省が、登記所がそれを正すということ、これは当然のことだと思ふのです。大きな意味の戸籍調査なんというものは、今、局長の言っているように容易なことじゃない。千年、二千年かかる。千年、二千年かかるうちに天災地変もある、風水害もある。いろいろな形でもってその地目は変更される。だからさいの川原なんです。ほんとうに困が強い意思をもって行なおうとする以外にないわけなんです。今あなたのおっしゃっている、今のような予算のつけ方では、あつてなきがごときものです。これに並行して、関連して生まれるところの国民の利害というものは著しいものがある、不公平というものは。だから、私などは絶対に総理は認証してはならないと主張しているのです。今日ひるがえっていわゆる個人の負担によって、自分の財産の正しさを求めるという行為に対しては、当然国はそれに正しさを求めなければならぬのですから、争いをなくそうということなんだから、国はそれに対しては十分なる措置をとらなければならぬ。ところが現在では、法をいかにかえようとも、実態はそれについていかないという現状から見ると、これは法務省という工合にこれを考えようとするか、どういう工合に対処しようとするか、一つこれはまあ法務省としての希望でもいい、あまり強い役所でもないから、希望でもいいからおっしゃ

を求めるといふ行為に対しては、当然国はそれに正しさを求めなければならぬのですから、争いをなくそうということなんだから、国はそれに対しては十分なる措置をとらなければならぬ。ところが現在では、法をいかにかえようとも、実態はそれについていかないという現状から見ると、これは法務省という工合にこれを考えようとするか、どういう工合に対処しようとするか、一つこれはまあ法務省としての希望でもいい、あまり強い役所でもないから、希望でもいいからおっしゃ

○政府委員(平賀健太君) ただいまのお尋ねは、個人の方で、私人の方で、登記所で把握しております不動産の現況が間違つておるのを正したいという希望があった場合にどう対処するかという趣旨の御質問でございますか。

○田中一君 そうです。

○政府委員(平賀健太君) その場合には、たとえば土地でありますと、面積の表示が違つておるといふことであります。これは現行法では台帳の訂正の申告ができますし、新しい法律のもとは不動産の表示の更生ということになります。登記の申請ができるということになるわけでございます。その申請なり申告なりが正しいということでありましたら、それに基づきまして台帳あるいは改正法のもとにおける登記簿の表示を要することに相なるわけでございます。

○田中一君 私は手続のことを言っているのではないのです。実態の正しさというものを立証する登記所は、登記所へくるものをそのまま載せればいいのだという態度ではいけないという

ことを言っているのです。隣地の関係等も確認しておやんなさい。隣地の確認をしようとする、そこにだれの所有でもない公簿上ない空地というものが必ず発見されるだろうというのです。一体これがだれのものかということになると紛争のものになる。紛争が起されればそれは裁判でおやんなさいと言つてあなた方は逃げておるのが実情なんです。だれの土地でもないというものが生まれるのが今までの常識です。今日の日本の土地というものは、それを、これはあなたが現に使っている、家が建っているじゃないか、この土地はあなたのものだからさうよく正しい登記をなさい、こういうことを懲罰するのがやはりあなた方の行政の親切さ、国民に対する奉仕の一つです。私は今の登記所の職員で、全部で一年間に何件くらい一体土地の登記等の事務がございましてか。おそらく数千万件に上がつておるでしょう。現在の職員でこれを私が今言っているようなことをやれと言つてもできっこないのです。国家公務員をやたらにふやしても、これも困るでございます。本来ならば国民の利害を正しく認め、それを公簿にはつきりと記載することが一番好ましきことなんです。これには登記所の職員を三倍か五倍にする必要がある。大蔵省は決して大蔵官僚に奉仕してゐるのではない。国民に奉仕すべきものです。ところが、これは登記所の職員等は、その正しさを求めるために純粋な立場から大蔵省に人員の要求、経費の要求、出張の要求等をしたことがありませんか。今までおそろく相当なものを要求してい

るのだらうと信じておりますけれども、明らかにして下さい。三十五年度の予算ではどのくらいのものを要求しようとしたか。それもあなたの方事務の簡素化ではない。事務の簡素化と同時に、あなた自身自身の問題ではなくして、国民への奉仕のための要求をどれくらいしているか、一つ明らかにして下さい。

○委員長(大川光三君) ちょっと委員長から付加して希望をいたします。ただいまの田中委員の御質問については、すでに前回高田委員から御質問されましたが、その当時、なおよく調査の上で詳しい報告を承ることになつたと思ひますので、この機会になるべく詳しい御説明を求めます。

○政府委員(平賀健太君) ただいま登記所の職員の増員の関係の御質問でございますが、法務省の方では、現在最近数年間に登記事件がかなり増加いたしておりますので、いささか人手の不足を告げておりますので、昭和三十五年度におきましては、登記事務に従事する職員約九百名前後の増員の要求をいたしましたわけでございます。大蔵省の方では昭和三十五年度におきましては百四十二名の増員を認めていただきました。これが実現される見込みでございます。

○田中一君 定員法上の職員以外にどのくらいの職員を使つていますか。まあ常勤職員あるいは常勤的非常勤職員というものを使つていないと思ひますが、どのくらい使つていますか。

○政府委員(平賀健太君) これは登記所と普通申しておりますが、正確に申し上げますと法務局、地方法務局でございます。これは登記以外の仕事も

やっておりますが、この法務局、地方方法務局の職員は約九千名をちょっと上回っております。約九千名でございます。そのうちの約七千名が不動産登記事務に、商業登記もそうでありまして、それから台帳事務に従事いたしておるわけでございまして、その定員ははかに常勤職員が四百八十名いるわけでございまして。

○田中一君 そのほか常勤の非常勤職員は何名おりますか。
○政府委員(平賀健太君) 常勤の非常勤と申しますか、賃金職員は現在一日十五人という割合で予算が認められております。

○田中一君 そんなことを言わないで計算して出さない。一日十五人というのは全体で十五人ですか、法務局、それから地方方法務局全部含めて十五人という意味ですか、それとも一登記所に十五人ですか、あるいは一地方方法務局に十五人ですか、計算してごらん下さい。

○政府委員(平賀健太君) これは全国の法務局、地方方法務局を通じて一日十五人という割合で予算を認められておるとい趣旨でございます。

○田中一君 そうすると定員法上の職員は九千名、それから登記関係でやっておりますのは七千名、常勤職員が法務局、地方方法務局を通じて四百八十名、そのほか一日十五名の常勤の非常勤職員のワケを持っていると、こういうわけですか。

○政府委員(平賀健太君) そういうことでございまして。

○田中一君 今私が前段に申し上げたような、この法にあるように実地検証をしてその正しさを求めるというこ

とになると、どれくらい人間が必要になりますか、それは今までの過去の統計的な実績から見て。

○政府委員(平賀健太君) これは実地検査のやり方によるわけでございまして、一々全国の土地建物を正確にいうことになりまして、これは膨大な職員が必要になるわけでございまして、これはきわめて非現実的でございます。

は、やはり一般国民の協力も求めなくてはならない、建物を新築したら新築の登録、新法のもとでは登記の申請ということになるわけでありますが、資料を添えて申告あるいは登記の申請をしてもらう、できる限り正確な申告なり申請をしてもらうために、土地家屋調査士制度もできておることでありまして、国民の協力、土地家屋調査士制度、そういうものをあわせて、そういうことも前提にして考えなくてはならぬだろうと思っております。私ども現在の考え方としては、この土地、建物の実地調査ということもさらに強化したいとは考えておりますけれども、現在の財政状態から見まして、そのための増員ということ、現在のところは考えておりません。ただ、現在登記所でやっておりますところの登記事務をもっと合理化する、たとえば機械なんかを採用いたしまして合理化をする。それから今度の台帳と登記簿の一元化も、実は登記事務の合理化の一つの手段として考えておるわけでございまして、この一元化が完了いたしますと、ある程度の登記所の負担というものが減少するわけでございまして、それによりまして生じた余力は、実地調査を強化すると

いうことに向けたたい、そういうふうに考えておる次第でございます。

○田中一君 これらの問題に対して、大蔵省の主計官は、私の質問を聞いておられたと思えますけれども、聞いておりましたか。

○説明員(広瀬駿二君) はい。

○田中一君 そこで登記公簿に載るものと、現在土地が動かないで明治初年の土地台帳に載ったままの姿である土地と重なったりなんかするような場合、それはなるほど数字としては合っているでしょうけれども、実態としては二重登記地籍ということがあり得るから、これを是正する、正しさを求めるということのために、相当なたくさんさんの費用がかかる。そこで、なぜ九百名の三十五年度の要求を百四十二名にしようとしたのか、それをまず伺っておきたい。そういう国民の利害に非常に関係のある仕事に対して、どういう考え方でこれをしようとしたのか。他の行政官庁と同じ率でもってこれを認めないということでもうなったのかどうか、伺っておきたい。

○説明員(広瀬駿二君) 法務局職員の増員要求九百人をなぜ百四十二人に査定したか、こういうことでございまして、増員要求につきましては、もちろん非常に精細な根拠がございまして、詳細伺ったわけでございしますが、それらについて、予算折衝の過程で、いろいろと議論を重ね、また大臣同士、あるいは政務次官同士の大きな見地からの交渉もございまして、だんだんに予算の折衝過程でしぼられて参りました。法務省全体が二百人、そのうち法務局は特に重点を置かれまして、百四十二人にしたわけでございしますが、こ

の百四十二人は、大体現在登記事務に従事している職員と、それから今後の登記事件の伸び率その他を勘案いたしまして、職員の負担をできるだけ緩和し、できるだけ法務省の要望に沿うようにという趣旨から行なわれたわけでございまして。

○田中一君 土地家屋調査士法も、二十四年か三十五年だったかにでき上がりました。やたらに定員の増、国家公務員がふえることが能ではないというところでもって、そういう制度もでき、そこに一つの権限を与えて、またそれを信用して、制度が生まれたと思うのです。

そこで、観点を養えて一つ……。今大蔵省の主計官も、そういうように実態を正しく登記させるということ、これは反対でありませぬね、主計官も。どうでしょう。

○説明員(広瀬駿二君) ええ。
○田中一君 ちろん法務省ではそうでしょうね。どうでもいいのだ。間違いがあれば、それは裁判所の問題だといふような態度をとるわけではないでしよう。そうすると、ちょっと前進しなければならぬのは、今の土地家屋調査士の権限です。土地家屋調査士は、一応法律によつて法務省の職員の代行をさせようという含みも持ちながら、やはり正しさを求めようということ、ございまして。手続上の正しさばかりではないのです。実態の正しさというものをやはり土地家屋調査士に持たせなければならぬ。どうも大体法務省なんという役所は、手続のことばかり言っている。実態というものに触れようとしない。先ほど井川さんの質疑を聞いておいても、こちらが実体に触れ

ているのに、どうも実態とかけ離れたところの、自分の作った一つの法律案にこだわって、手続上の問題ばかりを言っている。抽象論ばかりを言っておる。私は、そういう工合に質疑応答を聞いていて感ぜられるわけです。そこで、土地家屋調査士という制度ができたら以上、これを活用しなければならぬ。これは局長に伺っておきますが、現在かかっておる法律案、不動産登記法改正案の衆議院における質疑の過程において、どうもはなはだおもしろくないことを言っているのです。というのは、司法書士と土地家屋調査士というものは、権限それから分野等はどういう工合な考え方をあなたが持っておるか、まずその前に伺っておきたいのです、この衆議院における田中伊三次君の質疑のこの前に、司法書士と土地家屋調査士の権限、業務分野というものが、おそらく答弁は、双方の法律案がございまして、法律の上で明らかになっておるということ、を答弁するでしよう。どうですか。

○政府委員(平賀健太君) これはただいま御説明の通り、法律の上で境界は明らかにいたしておるわけでございまして。

○委員長(大川光三君) その法律の内容を簡単に説明して下さい。

○田中一君 六法全書がありますから私は説明は要りません。
○政府委員(平賀健太君) 司法書士につきましては、司法書士法という法律が御承知の通りあるわけでございまして、この第一条に司法書士の職域が規定してあるわけでございまして。司法書士は、他人の嘱託を受けて、その者が裁判所、検察庁又は法務局若しくは地

とであれば、その台帳の申告も受理するということになることが台帳の申告をされる人の便宜であることはもちろんでございますので、そういう実情も考慮いたしまして、場合によってはそういうこともやむを得ないということとで認めざるを得ない場合もあると思うのでございます。

○田中一君 今、委員長がちょっと関連して質問した問題に戻るのですけれども、衆議院でもそういう答弁をしていただきます。法務省は民事局が中に入っているが実態は競合してある、競合するやのごとく、どちらでもできるような簡易な権限上の問題がある。また実態として今、局長が言っているように、扱うべき土地家屋調査士がその地域におらぬ場合というのを言っておりますが、私は法を正しく運用するに、そういうことがあつちやならぬと思うのです。便宜で法の運用を間違つて施行してはいかぬと思うのです。ことに、いつでしたか、書類がございますけれども、一月の二十八、二十九日の土地家屋調査士会の連合会の議事録を手に入れて調べておるのですが、申し合わせ了解事項というものを作成しております。時間がなければいいけれども、私がこれを一つ一つあなたに伺つて、この問題は権限がどうなっているかというのを伺つて答弁しますか。それとも時間がないからあなたの方で書類で、この問題は土地家屋調査士法ではこうでございます、司法書士法ではこうでございますという工合に分けて、文書でもって出されるか、どっちかを要求したいのです。一体今、山間僻地

等には需要がないから土地家屋調査士もおらない。だから便宜上司法書士にやらすのだという場合、それもおらないから末端の行政機関の職員が代行することとは、これはたくさんあると思うのです。しかし、だからかかる了解事項が作成されたということは、これは間違いです。ことに民事局が中に入つてお互いの顔を立てるようなことをして、未熟なくせに国民の権利をなにするような書類ができたときには一体どうするかということ。今あなたがそうして司法書士にやらしても事実と違ひはないと認めた場合には——違ひないだらうから、ないものならばそれを言つてもいいではないかということと相違ないということとを立証するんですか。どうもあなたの方の頭の中は、条文の手続上の問題ばかりにこだわつておるんです。それさへあればどういふ間違ひを起さうと、犯罪を犯さうと、犯罪は刑法でおやりなさい、そのほかの訴訟は裁判所でおやりなさいという態度では、完全な行政指導じゃないです。役所の吏員や司法書士がやったその事実、間違ひないという立証をだれがするんですかと言ふんです。そういうものが出た場合には、登記所は必ずその書類を持って実地検証に行つて、間違ひがないということを確認したならば、間違ひないことを認めましょう。ただ単に文書上、手続上、書類上の問題が間違ひないというものであればいいというものではないと言つていふんです、再三再四。私が質問する点はそこにあるんです。ことに法律でもって定められていふところの権限というものがあつながら、こういう了解事項を民事局が中心になつて少なくとも作るなんていうことは間違ひです。そういう態度が方々にあるならば、法務省所管のあらゆる法律といふものは便宜主義で運用されていると言わざるを得ない。なぜ法律を守らぬかということ。そうして、ことに山間僻地とは言わぬ、相当な町でも、なるほど司法書士の事務の方が少ない。土地家屋調査士の仕事の方が少ない。これはまあ大体そうだと思います。そういう権限を司法書士に暗々裏に認めるから、土地家屋調査士というあなたの主官しているところの能力がある者が営業もできなくなるんです。弱肉強食です。そうならざるを得ない。今日のような資本主義社会においては、強い者が勝つんです。すべて法の運用は、どの地区においても国民全部がそれを守らなければならぬ。その場合にはあなたの仕事は、実態から見ると、何々地区ならこれだけの仕事がある、どうも、非常に不便でございますからどうかあなたの、たとえばそういう土地の連合会が強制加入になつておりますから、士会に命じてそういうものを提出しなさいというぐらゐの指導をすればいい。そういう指導をすれば、当然資格者は追い出されてしまふものなんです。民事局がそういうような指導をして、こういうお互いが——お互いかお互いでないかはあなたの方の答弁で聞きますが、権限を侵し合うというふうな了解事項を民事局が中に入つて作るということはあり得ないことなんです。この了解事項といふものを——まあ委員長は皆さん同僚委員の方々も御迷惑でしようから、あまりここでもって時間をとらしたくはありませんが、この了解事項をあなたの方は強要して作らせたのでしよう、もしいって言うならばね。お互いにけんかがあるから、お互いに問題があるから、中に入つてまあいとお互い言葉が強ければ……。

○委員長(大川光三君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(大川光三君) 速記をつけ

○政府委員(平賀健太君) 実は司法書士会の連合会、土地家屋調査士会連合会は、新しいこの法律案のもとにおける両者の職域につきまして申し合せができておるのであります。私これを読み上げます。

書面は、日本司法書士会連合会と全国土地家屋調査士会連合会との申し合せ了解事項という表題がついておりまして、その一として「土地または建物の現況についての官公署の証明書に基く不動産の表示に関する登記、その他土地または建物の特別の調査測量を必要としない不動産の表示に関する登記申請手続は司法書士がすることができ、二として「権利関係の登記に變更を生ぜしめる不動産の分割の登記申請手続は司法書士がするものとする。ただし、土地家屋調査士の作成した所要の図面を申請書に添付した場合に限る。」

こういう了解事項になつております。こういう了解を、先ほど強制したのではないかというお話でございましたが、強制したという事実はございませぬ。なお、この了解事項は、私どもの考えでは、新しい法律案の解釈として

もかく相なると思ふのでありまして、お互いの権限を侵し合うことを認めたという筋合ひのものではございませぬ。

○田中一君 それでは実態について私は質問いたしますが、たとえば建物の滅失について所轄消防署長の焼失証明書がある場合には、その証明書によつて司法書士が取り扱つてもよろしいというふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(平賀健太君) 建物の滅失、たとえば火災で滅失した場合に消防署の滅失の証明がございすれば、これは土地家屋調査士という専門の測量の技術をお持ちになつた方ではなくとも、しろうとが見ても焼けた方であつておればわかることとございまして、必ずしも土地家屋調査士の調査がないから、測量がないからといつて、この登記の申請手続を不適法だと言ふわけにはいかぬのでございます。で、そういう場合には土地家屋調査士ももちろん滅失の登記の申請はできませんけれども、そういう消防署の確実な証明がついておりましたら、司法書士でも建物の滅失登記の申請ができるというふうなこの法律の解釈も相なると思ふのでございませぬ。

○田中一君 半焼の場合は……。

○政府委員(平賀健太君) 半焼の場合は、これはまた別になるわけでございませぬ。建物が一部滅失いたしました、床面積が減少してくることに相なるわけでございます。この場合は調査士の調査測量が要するというふうにお考えをいたします。

○田中一君 半焼という所轄消防署長の証明書があつた場合は……。

○政府委員(平賀健太君) ただ半焼といふのは、一体どのくらい残つておるか、滅失した部分が何坪あるいは何平方メートルということがはっきりいえないので、その場合には土地家屋調査士の調査測量が必要になつてくるわけでございます。

○田中一君 もう一べん確認いたしますが、全焼の場合は、何にもないのだという前提のもとに、それは認めるということですね。

○政府委員(平賀健太君) そうでございます。

○田中一君 当然その場合には、消防署の権限外の倒壊とか流失とか取りこなし等もこれは市町村長の証明書があれば扱つてよろしいということですか。

○政府委員(平賀健太君) 官公署の正確な調査測量の結果を記載しました証明書がついておれば、これは別でございます。

○田中一君 半壊その他の場合には、当然これは土地家屋調査士の調査がなければならぬと、こういうことですか。

○政府委員(平賀健太君) そういうふうに考えます。

○田中一君 たとえば建築基準法で定められておますところの三十平米以下の建物、これは二級建築士でなくとも届け出は自由なんです、建築の場合、その場合、本人がやる場合には一向さしつかえない、木造の簡易のものは、しかしながら、そういうものはかつて司法書士の建築代理人というような制度がありました。現在でもその制度は東京には多分残つておる。建築士でない建築代理人、これらはおおむね

司法書士が代行しておる。司法書士の資格の方々の建築代理人というのは、東京都の場合には条例で作つてゐる。ほかにもあります。そういうものの書類——そういう物件の調査等は当然本人もできるけれども司法書士がおもに代行しておる。それらのものは、本人ができるものは司法書士がやってもよろしいというところはどうか。

○政府委員(平賀健太君) 本人ができるから司法書士ができるということにはならぬと考へます。この不動産の表示に関する登記の申請でも、本人ができれば本人が調査測量してもいいわけでありますが、本人だつてできるから司法書士もできるであらう、だれでもできるであらうというわけには、そういうことには司法書士法も土地家屋調査士法もなつておりません。

○田中一君 そこで申し上げたいのは、物件の正しさというものを求めるために登記法があるのです。権利を守るためにある。正しい権利——正しいというか、権利が実体にそぐわない登記というものは好ましくないと思うのです。そのために、法律的な手続の問題は司法書士それから土地並びに建物の建築物の科学的な調査に対しては土地家屋調査士ということに立法の精神があるわけですね。この場合、本人の申告といふのです、本人申告といふ場合には、たとえば土地並びに家屋の建築物の場合、どこまでも土地家屋調査士の立証といふこと、調査したという立証がなくちゃならないということには法律上なつておらぬと思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(平賀健太君) その通りでございます。本人がする場合に、本人で全部できるという建前で不動産登記法それから台帳の制度ができております。

○田中一君 私はそこに盲点があると思ふ。現に正しさを求めようとして、登記の場合には、文書的な正しさを求めて実体の正しさを求めるために法律があると思ふ、そうでなくちゃならぬと思ふ。その場合、本人がやつた場合に、ここに問題が起るのはいさういふ点です。あなた方が結局検証に行かないといふことですね、本人が書類上間違ひのないものを出しておればそれでよろしいといふような考え方を起しているから、間違つた場合には紛争が起るということですね。もしもあの法律の制定の精神が、その物件の正しさというものを専門的な知識のある者が正しさを求めないために制定されたものであるとすれば、本人申告の場合においても、民法上いろいろ疑義はございまして、疑義はございまして、本人申告であつたやうなものを、当然土地家屋調査士にそれらのものを委任しなければならぬといふことがかりにも行なわれなければならない、せめて実体の間違ひは妨げるであらうという考えを持ちませんか。

○政府委員(平賀健太君) 土地建物の調査、測量を要するものは、やはりすべて土地家屋調査士の手を離なくてはならぬといふことは、確かに理想としては私は非常にいいことだと思つてございまして、現在では訴訟なんかでも、訴訟を起します場合に、必ずしもこれは弁護士を訴訟代理人に委任しなればならないといふことになつておりません、本人が自分で裁判所に

出頭して訴訟行為をやるということには

認められております。非常に技術的なむずかしい問題はいろいろあるわけですが、品位と申しますか、土地家屋調査士制度の向上といふことのために、いわゆる強制加入の制度が設けられたものでございまして。

○田中一君 少なくとも、でたらめな調査報告が出たんでは、これは全く困るわけなんです。で、行政指導によつても、せめて正しさを求めるという、いわゆる国民の利益を守る、権利を守るという建前から、行政指導でもいいからもう少し強力に、本人申告といふものが間違ひがあるんだという前提かといふ前提の方が僕は正しいのじゃないかと思ふのです。そこで、そういう方向に指導していつて、登記所の窓口で、どうも書類上は間違ひないけれども、実体に対して間違ひがあるのではなからうかといふ疑問を持った場合には、職員が検証して、そして、その正しさを認めるという権限、職権で認めるといふことにするか、さもなければ、もう一べん、だれにやつてもらいますかといふようなことを指導して、技術的にも間違ひないといふような方向に持つていこうという気持はございせんか。

○政府委員(平賀健太君) 私どもの方におきまして、その気持は大いにあります。それで、従来でも現実の状況に即しまして、御趣旨のような指導をいたしてきておりますし、今後新法の運用に關しまして、そういう指導をいたしたいと考えておる次第でございます。

○田中一君 ところで、三十三年春、三月にわたつて行なつたものは、こ

人であるといふ建前で不動産登記法それから台帳の制度ができております。

○田中一君 私はそこに盲点があると思ふ。現に正しさを求めようとして、登記の場合には、文書的な正しさを求めて実体の正しさを求めるために法律があると思ふ、そうでなくちゃならぬと思ふ。その場合、本人がやつた場合に、ここに問題が起るのはいさういふ点です。あなた方が結局検証に行かないといふことですね、本人が書類上間違ひのないものを出しておればそれでよろしいといふような考え方を起しているから、間違つた場合には紛争が起るということですね。もしもあの法律の制定の精神が、その物件の正しさというものを専門的な知識のある者が正しさを求めないために制定されたものであるとすれば、本人申告の場合においても、民法上いろいろ疑義はございまして、疑義はございまして、本人申告であつたやうなものを、当然土地家屋調査士にそれらのものを委任しなければならぬといふことがかりにも行なわれなければならない、せめて実体の間違ひは妨げるであらうという考えを持ちませんか。

○政府委員(平賀健太君) 土地建物の調査、測量を要するものは、やはりすべて土地家屋調査士の手を離なくてはならぬといふことは、確かに理想としては私は非常に非常にいいことだと思つてございまして、現在では訴訟なんかでも、訴訟を起します場合に、必ずしもこれは弁護士を訴訟代理人に委任しなればならないといふことになつておりません、本人が自分で裁判所に

出頭して訴訟行為をやるということには

の資料を見ますと、これはもうはなはだ奇怪なものですね。たとえば建築の登録にしても、これは当然土地家屋調査士がすべきだと考えております、建築の登録というものは、図面をすっかりつけますから。それが本人申告、あるいは市町村の吏員の申告、あるいは司法書士——司法書士のものは、土地家屋調査士が登録しているものの倍以上あるということです。これは事実です。これは香川君、持っているだろう。この資料を、これは何でもないので、実態調査をやったのだから。こういうことが今まで容認されてきた。容認はしないという弁解をするだろうけれども、こういう事実がある、こういう現象があるということは、これは相当反省しなければならぬと思うのです。それには、それらを指導し——取り締まりという言葉を使いたくないけれども、間違いないように指導するという人がない。また、実地検証に行く金もないということ、やはりあなたの方ではどうにもならぬということに追い込まれているからできないのだということに尽きるところです。ところが、仄聞しておるところによりますと、大体登記所の若い職員等は、定年になれば、まあ試験制度になっておりますけれども、司法書士の資格は、今までの習熟した経験によってすぐ得られるであろうというふうな見方を私はしております。従って、司法書士と登記所の公務員とは全然別でありませうけれども、有無相通するようなものがあるのではなからうかと邪推するわけです。むしろ土地家屋調査士としての資格は、法務省が今度の法改正によって厳正にして、そうしてきびしい

試験をやりますから、よろしいけれども、測量技術並びに建築技術等は、あなたの方の所管ではない、どうしてもあなたの方は法律屋さんなんですね。だから、そういう面において、登記所の窓口において、指導面において欠けるところがあるのではないかと思うのが、その点の実態は、どういう工合に指導しておりますか。今、局長がおっしゃる通りの指導を、しようと思つても、しななければならぬ、するつもりでございましてという答弁だけでは、私どもにはびんとこないのです。もしもこの法律が制定され——制定というか、改正ができた上、ある期間を経てそういう指導が行なわれなければ、もう一ぺんこれは法務委員会に私、出向いてきましてこれをただしませけれども、その点の心組みはどうですか。

このように、当然土地家屋調査士が行なわなければならないという権限のものを、司法書士が行なっている、権限を侵している。もう一つの問題は、当然司法書士の権限なり業務範囲にあるところの仕事を、土地家屋調査士が侵したような事例は多々ございしますか。また、そういう資料があるならば、それをお出し願いたいと思います。

○政府委員(平賀健太君) 司法書士のやるべきことを土地家屋調査士がやるといふ事例が多々あるかというお尋ねでございますが、私どもは、そういう事例は多々あるかというところは承知いたしております。ただ、司法書士の方で、本来ならば当然土地家屋調査士の方ですべきことを司法書士の方でやっていると、そういう事実があるというこ

とは、私どもも承知しておりますが、今度の法律改正を機会に、そういうものは正していききたいと思つては考えている次第でございます。そういう意味からしまして、この際、こういうことはっきりした法律に基づく両者の了解事項を自主的に両者で作つてもらひまして、これを一つ、登記所の方にもちろんのこと、調査士会にも、司法書士会の方にも徹底させたいというふうに私どもは考えておるわけでございます。

○田中一君 当然土地家屋調査士の技術をもってしなければならぬような本人申請等も、窓口指導によつて——むしろ、あなたの方は通牒を出して、窓口指導を完全にして、それら習熟した技術を持ってある資格者にされた方がよろしいのではないかと、そういう指導は行なおうと思つておりますか。

○政府委員(平賀健太君) そういう趣旨の指導を従来もして参りましたが、今後ともいたしたいと思つてますが、ただ、本人にこれは必ず調査士に頼んでこい、あるいは、司法書士に頼んでこい、そうしなければ書類を受理しないということは行き過ぎでございします。で、そこまでは申しておりませんけれども、できるだけ正しい登記の申請がなされるようにという趣旨で、お話をうな指導は従来もいたしてきておるわけでございします。

○田中一君 そこで、あなた方は、現在民法上のいろいろな諸制約がありま

す。わがかりますが、では、それらの本人申告に対しては一々出張をして、そして正しさを立証するというか、確認しようというふうなことは、本人申告の場合には行なうというつもりだということが前提にならなければ、私は、あなたの方の答弁だけでは、それはしゃくし定木なものにならざるを得ないと思うのです。本人申告のものは大体そういうものに習熟しない人がやつているのだ。ことに税金関係等においては自分の有利な解釈をしてものを出しがちなものなので、人情として。何もそれが不正があるという見方じゃない。あなたの方の方は書類だけの問題で、これが間違ひなければ受理しようという心がまえでございましてしょうけれども、それだけじゃないということは前提に申し上げている通りです。その場合には、必ず登記所の方の職権でその正しさを確認しようということをいたしますか。

○政府委員(平賀健太君) 先ほども申し上げましたように、現在におきまして、たとえば建物の新築であるとか増築あるいは滅失というふうな場合——滅失の場合、消防署の証明があるというふうな場合は別でございしますけれども、ただ、本人の申告だけに基つてしまつては間違ひが生ずるおそれがございます。まして、土地の方では後日権利関係に非常に大きな紛争が生ずるといふおそれがありますのでございします。が、建物につきましては後日二重登記になるとかいうふうなことで、それからまた実は建物が滅失してないにかかわらず、滅失の申告をしまして、新たに新築の申告をするなどというふう

なことにしまして、違法な台帳の登録、それから登記がなされる危険性がございしますので、現在におきましても建物に関しては実地調査を励行さしておるわけでございします。将来におきましても、本人申告で怪しいという点があれば、それはできる限り登記所の方で実地調査をいたしたい、こういうふうに思つておる次第でございします。

○田中一君 私は、建物の場合にはあなたの登記所の職員が行つても確認できます。滅失の場合は、しかし、土地の方が問題があるのじゃないかというところは最初から申し上げているのです。問題は土地の方にあるのじゃないかと思つたのです。従つて、土地の場合には、費用の負担の問題は、今回の改正でどうなるかは存じませんが、必ず土地家屋調査士が出向いてそれを検証するということですか。隣地関係等、この制度がとられなければ、いたずらに紛争を増すばかりじゃないかという気がするのであります。その点はどういう考え方を持っていますか。建物の場合は、見ればわかるのですからできません、なくなつた場合には、しかし土地の場合には、その点が一番重要だと思つたのです。従つて、あなたの方で行政指導でもつて、土地の場合には必ずと言って可なり語弊があるけれども、できるだけ専門家、土地家屋調査士が検証に出かけて、それを確認するというふうな方途をとらうという気持はありませんか。

○政府委員(平賀健太君) 土地の場合も、登記所は、やはり実地調査の必要がある場合には実地調査をしなくてはなりませんので、そういう場合には、登記所の職員がもしその技術をたまた

ま持つておれば——その登記所にそういう技術者の職員がおれば、自分でもできるわけでございます。もしできなければ、これは土地家屋調査士に委託しましてやるということに相なるわけでございます。ただ、これは予算に關連がございますが、予算の制約の範囲内において必要な場合にはそういうこともやるべきであると思つております。ただ現状では、そこまでの予算は認められておりませんので、現在は困難と思ひますけれども、将来はそういうこともできるように、一つ予算の獲得には努力いたしたいと考える次第でございます。

○田中一君 よくわかるのですよ。だから大蔵省の政務次官でも来れば少し言つて、あなたの方に予算の裏づけをさせようと思つて、質疑しようと思つたのですが、まあまあ政務次官来ないから、主計官ぐらいじゃ困るからあえて言わないのですが、結局国民の利益のためなんです。権利を擁護するためなんです。それが一片の書類上だけでもって公簿に登録されるということとは、危険を多分に感ずるのです。先ほど言つたように問題があれば、不正があれば訴訟なりあるいは刑事事件として扱えばいいじゃないか、それはおれの方の権限ではないというふうなあなた方が態度をとることが、これは正しいりつぱな行政官としての道ではないのです。だからといって、予算上の制約を受けるから動けませんということとは、これは悪い政治だということなんです、悪い金の使い方だ……そこで、これは民事局長に幾ら言つても予算のくることはあなたの力じゃ及ばぬから、これはそれ以上追及しませ

んが、であるならば、行政指導によつて土地家屋調査士というものを使得つて、そうして、その正しさを求めようという意欲を起こしていただきたいという事です。そうして、便宜上地方末端の行政機構の職員とか、それから司法書士とかに認めるのだという態度をおやめなさいと言ふのです。どこまでも原則としては法律で定められておりますところの有資格者並びに不動産登記法で定められておりますところの方々の手によつて行なうのが正しいのであります。今度の改正法案に、そういうものがない場合にはだれがやってもよろしいというたし書きがついてゐるならば、私はあなたの言葉を認めましようけれども、ついておりますか。おらぬ場合には、だれがやってもいいということがついておりますか。

○政府委員(平賀健太君) 本人の申請はできるわけでございますが、本人にかわつてだれがやってもよろしいということにはなつていないわけでございます。

○田中一君 その通りと思ひます。そこで、申し上げてゐるのは、先ほど言つてゐる通りに、やむを得ぬ場合といふことを、これは想像できます、想定できます。しかし、それにやはり強制加入として業種を押へてゐる民事局長であるのだから、これに對しては、間違ひのない正しさを求めるために、そういう行政指導、ここにはこれくらいいふ物件があるから、まず行つて間違ひのないようにしていただきたいというふうな行政指導はできると思ひます。連合会相手にして、かえつて司法書士にやらすのだという前提に立つてはいけな、私はこう思ふんで

す。それでいいのでしような、そういうふうな行政指導をなさるうという気が持てるのでしような。

○政府委員(平賀健太君) 土地家屋調査士制度というものが設けられた趣旨も、やはり土地建物の現況を正確に把握するといふためにあるのでございます。それから、私も従来そのように考へておりました、今後もお話の趣旨で指導をしていきたいと考へております。

○田中一君 最後に一つ伺つておくのは、御承知の附則にあるところの試験制度の問題ですが、まあまあお互いに話し合つて、あなたの方で、だいたい平賀さんは強硬であつたけれども、与党並びに政府の話し合いをきめて、六カ月間実施の期間を延長したことは、これは多とします。しかし、その期間、私もそれらの諸君——現在の有資格者、資格を持つてゐるものをよく知つておりますから、十分にその点はPRして、万間違ひのないようにさしておりますが、この試験制度を実施するにあつたPRが、民事局としてはどういうふうな地方の登記所その他でもって指導しようとするか。官報に出ればそれでいいのだということだけでは不親切です。そういう予算上の費用も若干取つてゐるであらうと思ふのです。従つてその点はどういう考へ方を持つてゐるか伺つておきます。

○政府委員(平賀健太君) 具体的にどうPRするかといふことはいくらでもはまだ計画されておりますけれども、いづれにしてもこの土地家屋調査士の試験につきましては、一般に法務省としては事前に公告しておりますので、その公告の中でこの改正の趣旨もよく明らかにいたしたい。そういうことで周知方法を講じたいと思つております。なお、この公告につきましては予算も入つておりますので、実情に即した措置をとりたいと考へております。

○田中一君 要は、今まで長々と質問いたしました、ねらいとするところは、結局国民の権利を守る、権利を立証する法律であるから、土地家屋調査士という専門家によつて正しい事実を調査、実測させ、業務範囲を明らかにし、それらの立場を守るとともに、責任を明らかにする措置をとつてほしい。同時にまた、できるならば隣地關係ですね、相隣關係の問題は、今後法律を改正しても間違ひの起らないような方途をとるべきである。かりに法律でもつてそういうことを明らかにすると、土地の問題は必ず検証しなければならぬといふことをきめれば、これはあなたの方でも予算も相当取れるわけなんだからいいと思ふのです。なぜそういうことを今までしなかつたか非常に疑問に思つてゐるのですが、まあまあそのための困難さというものは、国が行なつてゐる調査において、その困難性は明らかなんですから、どうかこの不動産登記法というものを握つておるあなた方は、いたずらな權利關係の摩擦が起きないように、同時に、現在移動しない土地に對しては登記面より以上の何割かの所有者はあられぬ土地があるというところは、これはもう一つの常識でございますから、あなたの方よく知つておるはずでございます。これを認めながら、逆にいうな

らばそういう税金關係の、脱税と申しますか、そういうことも言えるでございます。よし、それからまた、だれかがその登記面と実測との相違を発見して、直ちにそれを自分のものだという登記をする場合に、それが悪意を持つ人間が勝手に登記をした場合には、あなた方は、それに対して実地検証してもなおかつその所有者を発見——その人間であらうという想定をする以外にないのです。こういう間違ひを正すことにこそ不動産登記法の精神があるのです。それがないうところに、私はこの不動産登記法がさる法であるといふことを言わざるを得ない。しかし今の段階では、ないよりも——今度の改正の内容にこまかい問題がいろいろあるのではありませんか——思想的にあつた方がいいといふように考へておるから、私の態度としてはまあまあと思ひますけれども、近い将来に、必ずそういう点の犯罪を犯すような機会をなくすこと、間違ひを正すこと、それができないような手続法としての登記法だけでなくて、もう少し実状にメスを入れるところの改正が行なわれることが望ましいといふことを申し上げて、私の質疑を打ち切ります。

○委員(大川光三君) この際、資料の提出を請求いたします。先ほど田中委員の質問により、当局よりその存在を明らかにされました日本司法書士連合会と全国土地家屋調査士連合会との申し合わせ了解事項を、書面にして資料として当委員会に提出されるよう要求いたします。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せの資料を後刻提出することといたし

ます。

○田中一君 今、委員長の要求されま
した資料のほかに、事例を、この場合
あの場合、この物件あの場合、たとえ
ば滅失といいますが、半壊の場合は
どうか、半壊の場合はどうかという事
例をやっぱりつけて、解釈をとって
いただきたいと思うのです。

○委員長(大川光三君) 承知いたしま
した。ただし、今の了解事項そのもの
がまだ委員会に出ておりませんから、
その提出を求めた上で、それに基づ
いていただいた御要望の質疑をいたし
たいと、かように考えております。

ほかに御発言がなければ、本件に対
する本日の質疑は、この程度にとどめ
たいと存じます。

以上をもって本日の審議は終了いた
しました。

次回の委員会は三月二十二日午前十
時より開会し、不動産登記法の一部改
正について参考人から意見を聴取した
上、質疑を行なう予定であります。
本日はこれをもって散会いたします。

午後一時二十八分散会

三月十五日本委員会に左の案件を付託
された。

- 一、裁判官の報酬等に関する法律の
一部を改正する法律案(予備審査
のための付託は二月八日)
- 一、検察官の俸給等に関する法律の
一部を改正する法律案(予備審査
のための付託は二月八日)
- 一、不動産登記法の一部を改正する
等の法律案(予備審査のための付
託は二月十二日)

三月十六日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

刑法(明治四十年法律第四十五号)
の一部を次のように改正する。

第三条第十三号中「第二百三十五
条、第二百三十六条」を「第二百三
十五条乃至第二百三十六条」に改め
る。

第二百三十五條の次に次の一條を
加える。

第二百三十五條ノ二 他人ノ不動産
ヲ侵奪シタル者ハ十年以下ノ懲役
ニ処ス

第二百四十三條中「第二百三十五
条、第二百三十六条」を「第二百三
十五条乃至第二百三十六条」に改め
る。

第二百四十四條第一項中「第二百
三十五條ノ罪及ビ其未遂罪」を「第
二百三十五條ノ罪、第二百三十五條
ノ二ノ罪及ビ此等ノ罪ノ未遂罪」に
改める。

第二百六十二條の次に次の一條を
加える。

第二百六十二條ノ二 境界標を損
壊、移動若クハ除去シ又ハ其他ノ
方法ヲ以テ土地ノ境界ヲ認識スル
コト能ハザルニ至ラシメタル者ハ
五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰
金ニ処ス

附 則

1 この法律は、公布の日から起算
して二十日を経過した日から施行
する。

2 罰金等臨時措置法(昭和二十三

年法律第二百五十一号)第三条第
一項の規定は、この法律による改
正後の刑法第二百六十二條ノ二の
罪につき定めた罰金についても、
適用されるものとする。

昭和三十五年三月二十三日印刷

昭和三十五年三月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局